

医療用品 04 整形用品  
一般医療機器 単回使用汎用サージカルドレープ 35531000

BVI ドレープ

再使用禁止

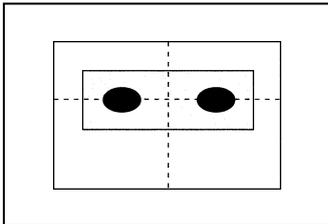
【禁忌・禁止】

- ・再使用禁止
- ・再滅菌禁止
- ・滅菌包装が破損していた場合あるいは開封されていた場合は使用しないこと。

【形状・構造及び原理等】

本品は、手術部位の清潔野の確保を目的として、創部を覆うためのサージカルドレープである。本品は、不織布又は、エンボス加工のプラスチック製で、手術部位を露出させるため四角形或いは楕円形等の開口部がついているものと開口部がないものとある。当該開口部を含め周囲にはドレープを患者に固定するための粘着フィルム（裏紙付）が貼られている。当該粘着フィルムが開口部と同じサイズで切り取られたものもある。また、ドレープの開口部が小さい場合、固定用に開口部を切り抜いた粘着フィルム（裏紙付）が別途貼られているものもある。また、本品には排液用バッグや排液用スポンジのついているものもある。ドレープのサイズ、開口部の大きさや位置、数については、顧客の要望により変更となることがある。

製品例：



【使用目的、効能又は効果】

手術室や処置室の汚染から外科切開部位や術野を隔離するために、保護的なカバー又は障壁として用いる不織布またはプラスチック製のサージカルドレープである。主として眼科手術に用いる。

【操作方法又は使用方法等】

本品は、滅菌済みであるので、開封後は直ちに使用すること。また、カタログ番号：581710 に関しては 2 本の切れ目が入っているため、それを分割し組み合わせることにより状況に合わせて適切に使用する。

【使用上の注意】

〈重要な基本的注意〉

- ・医師の監視指導下でのみ使用すること。
- ・使用目的〔手術・処置などの医療行為〕以外の目的で使用しないこと。
- ・併用する医薬品及び医療機器の添付文書を確認後、使用すること。
- ・滅菌包装が破損・汚染している場合や、製品に破損等の異常が認められる場合は使用しないこと。
- ・使用前に滅菌包装内に記載されている使用期限を必ず確認し、使用期限を過ぎた製品は使用しないこと。
- ・滅菌包装の開封は使用直前に行うこと。また、全ての操作は無菌的に行うこと。
- ・本品は 1 回限りの使用で必ず廃棄し、再滅菌・再使用はしないこと。また、未使用であっても一旦開封した製品は廃棄す

ること。

- ・使用後は感染防止に留意して安全な方法で廃棄すること。

【貯蔵・保管方法及び使用期間等】

〈保管方法〉

水ぬれに注意し、高温多湿及び直射日光を避けて、保管すること。

〈使用期限〉

外箱及び包装内に記載

【包装】

- 1 枚/袋
- 10 枚/箱

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称及び住所等】

製造販売業者：

ビーバービジテックインターナショナルジャパン株式会社  
〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町二丁目 13 番 9 号  
Tel：03-5651-2861

外国製造業者：

ビーバービジテック インターナショナル リミテッド  
(Beaver-Visitec International Limited)  
国名：英国